

子どもの福祉のための養子縁組制度である特別養子縁組制度に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 特別養子縁組は、養親となる者と養子となる者の同意により成立する。
2. 特別養子縁組が成立するには、養子となる者が6歳未満でなければならない。
3. 養親となる者は、養子となる者と30歳以上の年齢差がなければならない。
4. 縁組の成立により、原則として養子と実父母との親族関係は終了する。
5. 縁組の成立後は、いかなる理由があっても離縁することは認められない。

正答 4

次の記述ア～ウは、デュルケムが『自殺論』において論じた自殺の類型に関するものである。記述と類型の組合せがいずれも妥当なのはどれか。

- ア. 社会的規制が過度に弱い状態で、人々の欲望が社会によって規制されなくなることによって生じる自殺のことである。
- イ. 社会集団の統合度が過度に弱いときに、生きる意味や目的を失うことによって生じる自殺のことである。
- ウ. 社会集団の統合度が過度に強く、個人が集団の中に埋没している状況下で生じる自殺のことである。

ア	イ	ウ
1. アノミー的自殺	自己本位的自殺	集団本位的自殺
2. アノミー的自殺	集団本位的自殺	宿命적自殺
3. 自己本位的自殺	アノミー的自殺	集団本位的自殺
4. 自己本位的自殺	アノミー的自殺	宿命적自殺
5. 宿命적自殺	自己本位的自殺	アノミー的自殺

正答 1